

令和3年11月吉日

福岡天神医療リハビリ専門学校長

令和3年3月本校卒業の奨学生であった皆様へ（大事なお知らせ）

本校での学業を終えられ、各自、次の目標に向かって、邁進され御活躍のことと存じます。

さて、在学中に日本学生支援機構の奨学生であった皆様は、10月から奨学金の返還を開始されていることと存じます。ところで、奨学金は、口座振替により返還することとなっていますが、例年、最初の引き落としができない方がいるそうです。最初の引き落としができないと、延滞となって、なかなか抜け出せなくなる恐れがあります。そのようなことがないように、在学中から様々な機会に御説明をし、資料をお配りしてきましたが、改めて注意喚起のためにお知らせいたします。

あなたの返還金は、口座からきちんと引き落とされていますか。住所変更された方は住所変更手続き等がきちんとできているか、もう一度、ご確認ください。

万が一、返還が困難な場合は、返還期限猶予制度や減額返還制度などの仕組みがありますので、今すぐ、日本学生支援機構の相談窓口にご電話してご相談下さい。尚、ご相談の際には、奨学生番号が必要となります。

もし、このお知らせを拝見された時点で、既に返還中の方、在学届の提出や返還期限猶予などの手続きを済まされている方は、特に手続き等は必要ありません。

各学校の貸与及び返還に関する情報が、日本学生支援機構のホームページ上で公開されております。奨学生であった皆様の奨学金の返還金は、次の奨学金の原資となります。本校としても、後輩学生たちのため、皆様に格別な留意をお願いする次第です。

最後に本校教員及び職員一同、皆様の益々のご健勝、ご発展を祈念いたしております。

【参考】

詳しいことを知りたい時は、下記相談窓口までお電話にてご相談下さい。

＜日本学生支援機構相談窓口＞ 電話（0570）666-301

（海外からの電話、一部携帯電話、一部IP電話は専用ダイヤル（03）6743-6100）